

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング「(仮称)さつま風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成31年2月5日付けで株式会社ジャパンウインドエンジニアリングより届出された「(仮称)さつま風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成31年4月10日
- (2) 鹿児島県知事意見 * 令和元年7月8日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第11回)
* 令和元年7月19日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・沢筋にある住宅について、東西両方向から騒音及び影の影響を受ける可能性があることから実気象条件も考慮した予測を行うこと。	・沢筋に位置する住宅への騒音、風車の影の影響について準備書で予測及び評価を行い、環境への影響の低減又は回避に努めます。
・植物調査地点について、調査地点34箇所を挙げており、現地の状況によって変更することだが、計画に応じて検討すること。特に発電機の位置は検討中ということなので、発電機位置における調査をしっかりと行った上で、残した方がよい植生・群落を検討すること。	・風力発電機位置の精度が上がった時点で、風力発電機位置を考慮した調査地点となっているか確認し、調査地点の追加・変更を検討します。また、調査結果を踏まえ、残した方がよい植生・群落について検討します。
・猛禽類調査についてアカハラダカの渡りは春ではなく、秋ではないか。専門家ヒアリングにもアカハラダカは秋とある。全国に共通して書くのではなく、地域特性に応じて記載すること。	・アカハラダカの渡りは秋となりますので、猛禽類調査について以下のように修正します。 春季(5月) 猛禽類(サシバ、ハチクマを想定)や小鳥類の渡りの時期として設定する。 秋季(9月) 猛禽類(アカハラダカ、サシバ、ハチクマを想定)や小鳥類の渡りの時期として設定する。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、鹿児島県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。